

『AI と社会と法—パラダイムシフトは起きるか?』(有斐閣、2020 年)

宍戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎編著

出典：有斐閣（2020 年）

本書は『論究ジュリスト』25号から33号（2018～2020年）に連載された、全9回におよぶ研究会「AI と社会と法」の座談会をまとめ、これに加えて企画全体を振り返る第10章が収録された一冊である。メンバーは基礎法、私法、公法研究者と、工学者がコアメンバーとして進行の中核を担い（本書編者の4名）、各テーマに応じて外部の識者が2名招かれている。「AI と法の関係を考えるということは、テクノロジーと法、あるいは法学との対話が可能か、またそれが生産的なものであるためにはどうしたらよいかという大きな難題を抱えている」ことを意味する（4頁）という問題意識に従い、日常に潜伏するAI と社会と法の関係、在り方の問題について上記メンバーらによって活発な議論が展開される。

以下、後半（第7章～第10章）について約言する。

第7章「代替性—AI・ロボットは労働を代替するか?」（笠木映里、佐藤健）

本章の趣旨は「ロボットは人間の労働を代替するのか、ロボット研究開発の進展が人の生き方、社会の在り方、そして法にいかなる変化をもたらすのか」を検討することにある。本章では笠木映里（社会保障法・フランス国立科学研究センター研究員）および佐藤健（国立情報学研究所教授）がゲストとして議論に参加する。

第一の論点は「AI・ロボットが人の仕事を代替する場合、仕事を奪われることで失業者が増える、雇用に紐づけられた社会保険の受給者数が増える、究極的にはこうした社会保障制度が立ち行かなくなるのではないか」という懸念である。この点につき笠木は、AI の発展に伴いAI に関わる技術開発など新たに創造される仕事もあることを指摘しながら、他方で、こうした労働には特別な職業訓練が必要であること、極めて高賃金の労働者も出現することなどから、労働者間の賃金格差が拡大するという問題点を指摘する。そして非正規労働者や失業者の処遇改善において従来の雇用を介した方法（処遇改善や転職など）について、AI・ロボットによる代替という現象が進むと雇用を介さない新たな解決策が模索される必要があるとする。なお、笠木によれば日本は欧米諸国に比して性格の異なる仕事が生息している、人と仕事内容とが必ずしも固定されていない等の点から、代替の減少は比較的緩やかであると予測される。但し、緩慢であっても確実に代替の現象が進行する場合、長期的な視座からは全体的に人口に対する雇用不足が予測されること、拠出と給付を基本とする社会保険の考え方も維持が困難になる。そうすると、雇用労働と収入で生活を維持するという考え方ではない、BI（ベーシックインカム）制度の導入も可能性として生じる。AI やロボットによる代替の問題意識はBI の議論を後押しし、その財源や、あるいはロボットが労働で生み出した付加価値の社会への還元方法（社会正義に合

致した内容か、そもそも技術的に可能か) についての問題が伴うことを指摘する。

第二の論点は、労働市場の弱者（高齢者や障害者）がロボットの利用により労働能力を獲得、補完、拡大するというエンハンスメントの可能性についてである。この可能性が示唆することは、社会保障法における高齢者や障害者を対象とした特別な制度の前提が大きく変わるという点である。この点につき笠木が強調するのは、機能障害を劇的に克服することを可能にするロボットや AI が出現したとして、当事者が実際にこれを使用できるのか、そして技術革新によるエンハンスメントを実行する場合に、その享受について社会保障のカバーすべき範囲、そして誰がそのコストを負担するのかという問題である。佐藤は AI 技術が労働を代替することは実現困難であることを指摘し、他方で、AI がうまく機能するとされるルールが定まっている段階での支援ではこれを活かせることを述べる（「フレーム問題」）。そして法実務への AI によるエンハンスメントについて検討がなされる。日本社会や企業において AI 導入が強化されると、ルールの定まった仕事への投入が進み、従来、社会保障法や労働法によって手当されてきた人々がより厳しい状況に置かれる可能性があり、その回避にむけた手立てについてコアメンバーから疑問が提起されている。究極的には社会保障の制度が根底に据える、人間が人間に値する生活を保障し向上させるものであるという考え方についての再検討が必要であり、各国の持つ政治的、文化的、思想的な背景などが異なるなかでこれを進めるという課題が指摘される。

第 8 章「サイバーセキュリティ」(谷脇康彦、湯浅壘道)

AI が情報通信ネットワークに接続されることで社会を変えていくという構想において、サイバーセキュリティは、悪意ある勢力に AI が攻撃・悪用されるなどの事態を防ぐ手立てとして欠かせないものとされる。本章では谷脇康彦（総務省総務審議官）および湯浅壘道（情報セキュリティ大学院大学副学長）が議論に参加し、①サイバーセキュリティの概要と国内における対応、②サイバー空間における国際ルール形成をめぐる動き、③デュアル・ユースの 3 つの論点が扱われる。

①は湯浅から総務省関連の情報通信研究機構という組織が実施しているサイバー攻撃の観測について具体的に紹介され、サイバーセキュリティ基本法（2014 年）の内容、本法における争点、課題が解説される。②について、サイバー空間における自衛権行使について、湯浅および谷脇から国連の取り組み（GGE：Group of Governmental Expert）等を参考に国際法のルールとサイバー攻撃への対応との関係について解説がなされる。そしてこれを受け、各国のサイバー戦略についての対応について、さらに AI による代理戦争について、人権の基礎や民事法上の問題などから多角的に検討される。最後に、③ではサイバーセキュリティに関する技術をめぐる法的課題としてのデュアルニュースが検討される。インターネット関連技術のとくに軍事的な利用可能性について、その法的問題に伴う困難、懸念事項、さらにこれに対する日本政府の対応などが湯浅から説明される。従来の古典的な「戦争観」や戦時国際法の枠組みを超えた事態が想定されるなか、伝統的な近代社会で発想されてきた権利、義務などの考え方について再考が迫られることが指摘される。

第9章「フェイクとリアル」(成瀬剛、山本龍彦)

本章は AI の登場によって何が真実であるのか、そもそも「データが正しい」と何を意味するのかについて検討されている。本章ではゲストとして成瀬剛（刑事訴訟法・東京大学）および山本龍彦（憲法・慶応義塾大学）が招かれる。まず、「この人間はどういう人であるか」といった広い意味でのアイデンティフィケーションについて、GPS 捜査大法廷判決（最大判平成 29・3・15 刑集 71 卷 3 号 279 頁）や「顔認証システム」を手掛かりに刑事法における問題が成瀬から提起される。捜査法における「私的領域」、プライバシーの捉え方、個人の位置情報などの取得に対する規制の在り方について、これらが法的にどのように整理できるのか、あるいは今後どのように捜査法を構築していくべきかという点について扱われる。次に、AI によるプロファイリングについて捜査法がどのような規制をかけられるのかについて検討される。すなわち、収集されたビッグデータと確率計算に基づきある人に対して犯罪者という疑いをかけることが、何らかの権利利益を侵害するののかという点である。これについては、機会学習を用いた自動プロファイリングが正面から情報自己決定権の侵害になるケースがあること、あるいは憲法の根本規範である個人の尊重や尊厳にも関係し得る問題であり、憲法上の正当化が不可欠であることが山本によって指摘される。また、情報のアイデンティフィケーションの観点から、フェイクニュースの規制について表現活動の規制という憲法上鋭い問題を惹起することから山本による検討が展開される。最後に、AI を利用した人間ではなく、誤った情報を流したなど理由で AI 自体の刑事責任を肯定できるのかについて問題提起がなされる。

第10章（最終章）「これからの AI と社会と法—パラダイムシフトは起きるのか？」

本書は連載中に進行した AI に関する動向を振り返りつつ、基礎法、公法、民事法、テクノロジーのそれぞれの観点から整理、コメントが付される。いずれの論者においても共通する問題意識は、既存の法の領域は生き残り続ける一方で、人間の自律的判断が介在しない領域が今後拡大すること、AI やロボットをめぐる問題についての法律家の役割としてテクノロジーの内容や方向性を見極め、新たなルール形成について議論を続けることが求められるなどである。

以上。